

超特電遊技機、いわゆるフィーバー機に対して10カウント規制が実施されたのが1983年2月。5回りミッター規制が1995年～1999年。過去に幾度となく規制は掛けられていますが、流れとしては、1996年～1997年に掛けての「パチンコ社会的不適合機撤去」の時と、その後に似ている印象です。

当時のぱちんこ業界バッシングの背景は、子供の車内放置による死亡事故がたて続けに発生し、ぱちんこの射幸性がクローズアップされ、こうした社会問題への対応として、行政の方針に沿い、「自粛」という形で98機種・約70万台撤去…

昨年11月末を以て、この70万台撤去時並みの「検定時と異なる可能性のある遊技機」の撤去を終え、『体面上は』現在のホール内には、回胴における、「高射幸性遊技機」、「新基準に該当しない遊技機」はまだ存在するものの、「違法の可能性のある遊技機」は存在していないわけです。

で、今回は、『ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議が取りまとめた、ぱちんこを含む<ギャンブル等依存症対策の強化>に関する論点整理において、「遊技機の出玉規制の基準等の見直しを行う」とされたことを踏まえ、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）及び、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（以下「遊技機規則」という。）を改正し、現行規則の見直しを図る』というお話を6月19日に業界6団体が呼び出されて、『案』を提示されたと。

呼び出された6団体は、流れ的に「回胴の高射幸遊技機の撤去」に関する行政の意向を伝えられるのだらうと思って行ったら、‘その件’には一切触れずに、規則改正について伝えられて狐につままれたと。

行政が『案』と言え、それが引っ込むワケが有ろうはずも無く、唯一の可能性は、7月頭から始まるパブリックコメントに於いて、この『案』に関して、非常に多くの国民から否定的な意見が集まれば多少は…とも思うワケですが、当然、異常に肯定的な意見が多く集まる可能性もあるワケで…

補）国の行政機関が命令や規制等を定める場合には、行政手続法により、その案および関連資料を事前に公表し、一定の期間を設けて広く一般の意見を求めることが義務づけられている。多様な意見・情報・専門知識を集め、公正な意思決定に役立てることが目的。

ですから、6月19日に全日から発せられた「6月19日（月） 警察庁訪問結果について（ご報告）」の文章末に「パブリックコメント実施前に具体的な内容について公表するこ

とは控えるよう要請」があったと書かれているわけです。

規則改正されるのは決まった。では、今後のスケジュールは？となるわけですが、
(既に情報通の方々が喧しくSNS等で流布していますが)

7月頭～ パブリックコメント これは決まっておりますので、
このサマリー（概略）が整って、いよいよ本件の公布となります。

何も問題なく進めばこれが8月頭。

8月頭に公布となりますと、およそ5か月程度で本件の施行となりますので、

2018年2月1日～（仮

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する改正法律施行規則、及び、遊技機の認定及び型式の検定等に関する改正規則が適用されることとなります。

回胴は既に、本年10月を以て5.9号機への移行となりますので、この5.9号機は1月末までの持ち込み期限という、非常に短命な基準遊技機となってしまう。

既に5.9号機基準で開発されている機械は粛々と持ち込まれるやもしれませんが、普通に考えれば、まあ、来年のお盆くらいまでは新機種は枯渇するであろうことは容易に想像できる。で、やっと新機種♪って出てくるのは6号機…

パチンコ機も同様。

「出玉規制の強化」は既に伝えられているわけですし、いくら天才開発陣が取り組もうとも、(いつまで続くかわかりませんが) しばらくの間は大きく現行規則遊技機とは掛け離れた射幸性の遊技機と…

では、現行規則のパチンコ機、回胴機はいつまで使えるの？

まず、規則改正ですから、現規則における「いわゆる みなし機」は、残念ながら、「仮に2月1日改正規則実施」であれば、2月1日以降は「いわゆる みなし機」にも該当しない遊技機となってしまいますので、とにかく撤去。

以前のエントリーで、幾度となく、三洋、北電子が行っている「いわゆる みなし機」の買い取りを上手く活用してくださいと何度か書き込んだのはこれが理由。

沖縄4を増産し続けるのは、三洋のビジネスチャンスでもあり、ある意味、良心なのかもしれない。

北電子は アイムジャグラー-E X-AE を8月より市場投入しますが、これが5.9号機。

5.9号機基準とはいえ、最も長く検定期間を残す「6号機ではない アイムジャグラー」。

はてさて、こういった販売方法となるのでしょうか…

その他の現行規則機は、本稿の最初に書き込んだ通り、パチンコ機に関しては、「通常運用

時のベース数値の実態は別として」、既に市場には「検定時と異なる可能性のある遊技機」は存在しないワケですから、(認定を含め) 検定期間中は問題なく使用できなきゃおかしいお話。

問題は、認定・検定期間を残す高射幸性回胴遊技機、及び、新基準に該当しない回胴遊技機。

日電協は、「撤去スケジュール」に関しては全日に投げました。

規則改正後を見ながらの全日の対応は非常に難解…

しかしながら、引き伸ばしは、この行政の作る流れを鑑みれば非常に危険なのは明らか。

現行遊技機は、少なくとも、検定(認定) 期間は猶予があるとはいえ、それも最大3年。

これらの検定期間を残す遊技機群の中古価格がどういった推移で動き出すのか…

改正遊技機規則の詳細や、それらを受けて、どういった内規を以て日工組、日電協が遊技機開発へ取り組むのか…

不安を吹き飛ばす様な「管理遊技機」や6号機でも登場してくれれば…

パブリックコメント後、このあたりもハッキリと見えてくるとは思いますが、一先ず、今宵のエントリーはここまで。